

## 活動概要(2017年6月)

### **① 農業庁自己資金によるEVAP 普及パッケージ継続のための手順の確認・協議**

第1サイクルの対象3県(Nablus、Jericho、Tubas)は、来年度2018年1月から、農業庁の独自予算でEVAP普及パッケージを実施することが想定されている。そこで、計画策定、予算要求、調達手続きなど、必要な手順をスライドにまとめ、普及・地域開発総局や財務総局(財務担当者、調達担当者、サプライ担当者)と協議・確認した。



財務総局(財務担当者、  
調達担当者)との協議



財務総局  
(サプライ担当者との協議)



財務総局の倉庫にストックされて  
いる文房具

### **② 農業庁自己資金によるEVAP 普及パッケージ継続に係る説明会の実施**

来年度のEVAP普及パッケージ実施のために必要な手順をスライドにまとめた後、3県の農業局(Nablus、Jericho、Tubas)を訪問して手順を説明した。説明会には、普及員と普及部の部長が参加しました。説明会において、次表のような懸念点が指摘されたため、対策を関係部局と協議し、手順スライドを修正した。



Nablus 農業局での説明会



Jericho 農業局での説明会



Tubas 農業局での説明会

#### <調達等に関する懸念点と対策>

懸念点	対策
<p>①支払いの遅れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常、調達は、農業局の要請に基づき、農業庁(財務総局内の調達部)で行われる。しかし、農業庁による政府登録業者への支払いに時間を要するため、最終的に普及員が自腹で支払うという経験をしている事例があった。</li> <li>・遅れの原因は、そもそも、通常業務としての普及サービスに係る予算が確保されおらず、財務総局の判断によって関連予算費目中で工面するという不確定な状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来年度のEVAP活動については、予算を確実に確保する。そのために、普及・地域開発総局は、次の手順を踏む必要がある:           <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 財務総局への予算要求(2017年6-7月)</li> <li>➢ 普及計画策定(2017年10-11月)</li> <li>➢ 普及計画を添付して財務総局に支出要請することで予算配分の確保(2018年1月)</li> </ul> </li> <li>・予算を確保した場合でも、何らかの理由で支払いが遅滞する可能性があること、および、手続きを簡略化することで普及員の負担を軽減するため、500 NIS/回以下</li> </ul>

<p>にあつたことが影響していた模様である。</p>	<p>の少額支払いについては、農業局長の権限で支出できる少額現金(Petty Cash)を使用して、普及員が即金払いできるようにする。そのために、普及・地域開発総局が財務総局に対して、EVAP 専用の特別な Petty Cash 枠(上限 10,000 NIS/年/DOA)を設定することを依頼する(2017 年 9 月予定)。</p>
<p>②文房具の配布の遅れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文房具は中央での一括調達システムになっており、農業局の要求を受けて農業庁(財務総局内の調達部)が配布する。しかし、農業局は要求量を毎回配布されるわけではなく、必要な時に調達できないことがある。調達部によると、計画に基づかない要求の場合は、要求量を配布しないことがあるとのこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>期初、期中の 2 回にわけて、農業局が必要量をまとめて財務総局に請求する。要求から配布まで通常 1 か月半は要するため、来年度の活動のためには、2017 年 11 月には要求書を提出する。その際は、農業庁指定のフォーマットを使用すると同時に、普及計画を参照する。</li> </ul>

### ③ 農業庁自己資金による EVAP 普及パッケージ継続に必要な手続きに関する合意

上記の対策を含めて、今後必要なアクションについて、普及・地域開発総局が実施すべき事項について、合意した。  
(別添 3:Common understanding on necessary actions to be taken by General Directorate of Agriculture Extension and Rural Development (GDoERD) for the EVAP Extension Package activities in the 1st cycle DOAs (Nablus, Tubas, Jericho) for FY2018)

合意事項は、次のとおりである。

1. 普及・地域開発総局は、期限までに予算要求額を財務総局に提出する(6/14 時点で提出したことを確認済み)
2. 3 つの農業局は、来年度の年間普及計画に EVAP 普及パッケージを含め、11 月初旬までに普及・地域開発総局に提出する。
3. 普及・地域開発総局は、EVAP 専用の少額現金(Petty Cash)枠を設定することを財務総局に要請する。
4. 3 つの農業局は、EVAP 普及パッケージに必要な文房具を、期中 2 回に分けてまとめて農業庁に請求できる。
5. 3 つの農業局は、普及員、車両など、EVAP 普及パッケージに必要なリソースを局内で調整する。



今回、予算や調達に関する手順を農業庁内で調べた結果、次のような気づきを得た。これらの点については、今後の活動においても注意していきたいと考えている。

**<予算手続きの不確定さ>** 予算等に関する重要なスケジュールは、内閣や財務庁の関与などで突然変更されることがある。しかし、スケジュール変更の情報が、迅速に農業庁内に周知されていない。そのため、予算要求額など必要な情報を期限通りに財務総局に提出できない事態が起こりうる。この連絡問題に起因する可能性が大きいが、普及・地域開発総局は予算獲得のために必要な手順を正確に把握していない可能性がある。そのため、財務総局の財務部長と緊密に連絡をとり、最新情報を継続的に入手する必要がある。

**<年間普及計画の作成時期>** 毎年、農業局は 10 月-11 月に来年度の年間普及計画を作成する。昨年度からは、活動に必要な費用を計画中に記載していたが、この金額は 6-7 月に普及・地域開発総局から財務局に提出される予算要求額に反映されていなかった。少なくとも、予算要求時には推定額だけでも農業局が計画する必要がある。EVAP 普及パッケージについては推定額は既に分かっているため大きな問題はないが、他の普及活動について、今後、普及・地域開発総局がどのような対応をとるのかフォローする必要がある。

**＜初めての経験＞**: 農業局は、プロジェクト活動を除いて、「通常業務」として普及サービスを提供するための予算を今まで確保していなかった。通常業務として研修等を実施する際は、特別な支出なしで行っていた模様である。支払う場合でも、農業局長の権限で支出できる「Petty Cash」で軽食等を支出する程度であった。そのため、本庁を通じた調達手続きの知識をあまり持っていない可能性が大きい。来年度の活動においては、適宜フォローして手続上の滞りが生じないように注意する必要がある。